

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の5の3第2項第1号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第6項及び第7項（指定の基準等）
審 査 基 準：大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：警察本部運転免許課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：

凡例

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「届出規則」 | ……… | 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成6年国家公安委員会規則第1号） |

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下

「特定教習」という。)を行う届出教習所(以下「特定届出教習所」という。)の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員(以下「特定指導員」という。)の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会(以下「全自教」という。)においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする(全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。)

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間(1年以上)その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

(ア) 大型自動二輪車については、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車と

させること。ただし、A T限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上のA T二輪車とさせること。

(イ) 普通自動二輪車については、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とさせること。

また、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下とさせること。

なお、A T限定免許を受けようとする者に対しては、A T二輪車とさせること。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できる

ものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正當に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人に知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

ウ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

エ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとならないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告
- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

- (ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき。
- (イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。
- (ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違

反したとき。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適合するかどうか等について確認し、その結果、不適当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

(イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

2 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の実施要領

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第1「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム」及び別添第3「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型二輪車教習は大型二輪車特定指導員に、普通二輪車教習は普通二輪車特定指導員に行わせる。

(3) 「危険予測教習」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」、4「ケース・スタディ（交差点）」及び5「交通の状況及び道路環境に応じた運転」

当該教習は、大型二輪車、普通二輪車及び運転シミュレーターを用いて行わせる。

イ 運転シミュレーターによる教習方法

運転シミュレーターによる教習は、別添第2「危険予測教習指導要領」の「第1 教習項目1「危険を予測した運転」（技能）の指導要領」中、「1 運転シミュレーターを使用した教習」に基づいて行わせることとする。

ウ 大型二輪車及び普通二輪車による教習方法

届出教習所のコースにおいて技能教習を行う場合にあっては、教習生に乗車用ヘルメットを着装させ、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行って、教習生の技量のおおまかなみきわめを行い、届出教習所のコースにおける教習に必要な技能について指導させる。

エ 集団教習

本教習については、集団教習を行うことができるものとする。ただし、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するため特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習（実車を用いた技能教習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無

線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保する。

(4) 「二人乗り教習」の教習方法

教習項目3「二人乗り運転に関する知識」については、二人乗りに関する法規制の内容及び二人乗りの運転特性に係る知識等を理解させるために必要な視聴覚教材を使用して教習を行わせる。

(5) 「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

ア 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式（2時限以上）を再履修させること。

イ 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とする。

ウ 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）とする。

エ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。）は、別添第3「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第6項第3号又は第7項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合した

ものを使用させること。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- (a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- (b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

- (a) 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- (b) 呼気が逆流しない構造であること。
- (c) 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

オ 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定指導

員」という。)、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員(以下「普通車特定指導員」という。)、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員(以下「大型二輪車特定指導員」という。))又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員(以下「普通二輪車特定指導員」という。))であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

カ 指導員の要件

届出規則第1条第6項第3号及び第7項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- (ア) 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し a に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

キ 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教習を行わないことができることとされている(届出規則第1条第6項第3号の表の備考第3号及び第7項第3号の表の備考第3号)。

- (ア) 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- (イ) 医師である者
- (ウ) 法定の規定による免許(医師免許を除く。)で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
 - ・ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員

会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、キに掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させること。

ク 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させること。

- (ア) 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- (イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。
- (ウ) 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- (エ) 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- (オ) 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

別添第 1

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 二輪車用運転シミュレーターを使用し、危険場面を体験させる。 ○ 他の教習生の運転状況を観察させ自分の運転との違いを気付かせる。 ○ 教習生は3人までとし、運転シミュレーターを交替で使用し模擬体験する。	1 時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターで体験した危険場面等を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 現実の交通場面での危険予測を主眼とすること。	1 時限以上
二人乗り教習	学科教習	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	1 時限以上
危険予測	技能教習	4 ケース・スタディ (交差点)	特徴的な事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 (右直、巻き込まれ、出会い頭) イ 右折する場合 ウ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止とその対応について理解させる。	1 時限以上
	技能教習	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調節 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 教習細目に示す内容について、実車を用いてその危険性や安全運転の方法を理解させる。 ○ 教習生に自由に走行する時間を与え、自主的な走行の中で安全運転を理解させる。	
合 計 3 時 限 以 上					

別添第 2

危険予測教習指導要領

第 1 教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 運転シミュレーターを使用した教習

(1) 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

(2) 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の とらえ方 ② 起こり得る 危険の 予測 ③ より 危険の 少ない 運転行 動の選 び方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターで危険を模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を習得させる。 ・ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ・ 他人の運転を見学する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生は 3 人まで、1 人 10 分程度の体験走行を行う。 ・ 運転シミュレーターで模擬体験する。 <ul style="list-style-type: none"> a あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数の教習生に交代で体験させる。 b 後部から他人の運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させる。 c 指導員の模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うのか指導員は説明しないで、その後のディスカッションに役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターの特 性、教習の目的について十分 理解させること（模擬体験す ることが中心であり、テクニ ックを習得するものではない。 ）。 ・ 教習人員に応じて、適切な 場面設定、時間配分を行う。 ・ 体験中は指導助言は行わ ず、運転状況を観察し指導要 点をチェックしておく。また、 次のディスカッション時に活 発な意見交換ができるよう 教習生に重要だと思った 点、改善すべきだと思った 点を見つけだし、チェックし ておくように指導する。 ・ 運転シミュレーターの特 性を有効に活用する。

2 運転シミュレーターを使用しない教習（普通二輪車教習に限る。）

（指導要領）

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因のとりえ方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上における指導員の模範運転の観察や、指導員の解説により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 ・ 危険要因のとりえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。（時期） イ 情報を広くとらえる。（範囲） ウ 情報を取捨選択する。（選択） エ 情報を深くとらえる。（深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が普通二輪車を運転し、交通が輻輳する交差点、交通が閑散な道路、裏路地等を走行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・ 予め予測される路上コース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・ 路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 ・ 状況に応じて予測される危険要因を教習生に答えさせる。 <p>《以上は、教習細目の全てに共通とする。》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 視点を遠くとらせ、情報をできるだけ早くとらえさせる。 b 視野を広くとらせ、必要な情報を広範囲にとらえさせる。 c とらえた情報の中から注意を要する情報や危険につながる情報を取捨選択する。 d 危険度合の高い情報に対しては、目の中心で注視させ、その状況を深くとらえさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名までの複数教習で行うことができる。 ・ 右直事故、直右事故、出合頭事故、横断歩行者妨害、巻き込み（巻き込まれ）事故など事故実態や危険な違反を想定して、予めコースを定めておく。 ・ 走行するコースの略図を用い、教習生に気付いたことや気になった点などを記入させてもよい。 ・ 危険場面に直面したとき、経験や知識により危険感受の度合いや行動を起こす判断基準に個人差があることを理解させる。 ・ 引き続きディスカッションが行われることを念頭においたコメントとする必要がある。 ・ 単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・ 中心視でキョロキョロ見るのではなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・ 人間の目は視野と視力が両立しないので、状況により中心視と周辺視のバランスよい活用が必要であることを理解させる。
<p>② 起こり得る危険の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険要因に対する予測の仕方をつか 		

<p>予測</p>	<p>む。</p> <p>ア 顕在危険を予測する。</p> <p>イ 潜在危険を予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目に見える危険要因（他車や歩行者等）をよく観察させ、その兆しをとらえ、自車との関わりがどう出てくるかを予測させる。 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両、死角）から生じる危険に対して、適切な予測をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような相手が、どこを見ているか、自車に気付いているか等を観察させ、相手の行動を予測させ、「だろー運転」ではなく、「かもしれない運転」に徹することを強調する。 目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。
<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 ア 危険に備えた速度にする。 イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選ばせ、「構え運転」をさせる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> a 危険対象物をとらえやすい走行位置を選ばせる。 b 相手から見えやすい走行位置を選ばせる。 c もし危険が飛び込んできて回避できる走行位置を選ばせる。 危険対象物に対する安全空間のとり方を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> a 前車との車間距離をいろいろ変化させ適切な安全空間を感覚で覚えさせる。 b 後車を観察させ、後車との安全空間を適切に保つようにさせる。 c 歩行者や駐車車両等の側方通過時に、適切な安全空間を保つようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 速度に応じて、停止距離と危険範囲の広がりを変化することを理解させる。 特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 先導する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。

第2 教習項目「4 ケース・スタディ（交差点）」の指導要領

1 教習細目

特徴的事故の危険に対応した走行

- ・ 直進する場合（右直、巻き込まれ、出合頭）
- ・ 右折する場合
- ・ 左折する場合

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
特徴的事故の危険に対応した走行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等の設定は、停止状態、走行状態いずれでもよいが、状況が理解しやすいように実施方法を工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止には、特に留意し教習を行うこと。 ・ 四輪車からの見え方や二輪ライダーとしての注意点を確実に理解させる。
ア 直進する場合	a 直進二輪車と右折四輪車 b 直進二輪車と左折四輪車 c 見通しの悪い交差点での直進二輪車と直進四輪車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との巻き込まれ事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との出合頭事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪車の無理な右折や急な発進など、予期せぬ行動に対応できるよう注意して交差点に進入する必要があることを理解させる。 ・ それぞれの位置からの見え方を確かめ、確認の仕方や範囲を理解させる。 ・ 優先意識にとらわれず、他車の動きを十分確認しながら走行することが重要であることを理解させる。
イ 右折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折二輪車と直進四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する右折二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 	《実施上の共通事項》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車については、2台以上連続走行としてよい。
ウ 左折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左折二輪車と直進二輪車又は右折四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する左折二輪車の左側を指導員が運転する二輪車が直進して通過する場面を設定する。 ・ 教習生が運転する左折二輪車と指導員が運転する右折対向車との事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が運転する四輪車に適宜教習生を同乗させ、二輪車の見え方を体験させる。 ・ 形式的な教習とならないよう、実際の交通事故を想定した場面設定とさせること。

第3 教習項目「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」の指導要領

1 教習細目

- ・ 速度調節
- ・ 行き違い及び側方通過
- ・ 追い越し及び追い越され
- ・ 制動の時期及び方法
- ・ 自由走行

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 速度調節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路及び交通の状況に応じた速度の調節の仕方 a 直線路 b 交差点及びその付近 c カーブ d 狭い道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回コース、幹線コース及び狭路コースの連続走行により実施する。 ・ 直進中でも歩行者の飛び出し等に注意を払う必要があることを指導させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでは次の点に留意させること。 ・ あらかじめカーブの程度を読み取り、それに応じた地点から減速する。 ・ 原則として、カーブの手前で一段減速チェンジをして駆動力に余裕をもたせるようにする。 ・ カーブ通過中は、軽く動力を伝えるようにし、できるだけアクセルグリップを一定に保つ。 ・ できるだけ速度を下げ、不安のない速度にする。
② 行き違い及び側方通過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な行き違い及び側方通過の仕方 a 道幅の広い道路では、通行区分を正しく守る。 b 狭い道路では、道路の形状や対向車の車幅などを考えて、あらかじめ速度を十分に下げ、譲り合いの気持ちをもって通行する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き違い、側方通過とも安全な間隔を保つようにする。安全な間隔が保てないときは、直ちに停止できる速度で進行することが必要であることを理解させる。 ・ カーブでは、対向車が進路上にはみ出してくることがあるので、注意するよう指導する。 ・ 障害物のため、見通しがきかない場合は、減速するほか、飛び出しなどに備えて障害物との間隔を十分にとらせる。 ・ 進路前方に駐車車両などの障害物がある場合は、その手前の安全な場所で待つなどして、行き違いがしやすいようにさせる。 ・ 対向車線上の駐車車両の陰

<p>③ 追越し及び追い越され</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追越し及び追い越され方 a 追越しの判断 b 追越しの方法 c 追い越され 		<p>にも十分に目を配り、一方向に注意が片寄らないことを指導させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追越しは危険な行為であるから、追越し禁止場所でない場合でも、できるだけ追越しをしないことを強調する。 ・ 対向車の有無を確認させる。 ・ 追い越そうとする車の前方の状況を確認し、前車が右へ進路を変えないことを確認させる。 ・ 後続車の動きを見落とさないようにさせる。 ・ 前車に接近しすぎると、前方の見通しを悪くし、追越しを始めるタイミングを逸することがあることを理解させる。 ・ 少しでも不安を感じたときは、ためらわずに減速し、追越しを中止することを特に強調する。 ・ 追い越されることを感じたときは、急激な進路変更や加速をしないようにさせる。 ・ 大型車に速い速度で追い越された場合、風圧によってふらつくことがあるので、速度を下げ十分注意する必要があることを指導させる。
<p>④ 制動の時期及び方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法 a 空走距離及び制動距離を考慮に入れて、余裕のある制動を行う。 b 周囲の交通の状況に応じた安全かつ円滑な制動を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車は、ブレーキ操作の適否が直接バランスに影響を及ぼすので、ブレーキは早めにかけて始め、余裕のある緩やかな制動を習慣づける必要があることを理解させる。 ・ 一般道路では、常に数台先の車の動きも注目し、直前の車がブレーキをかける前に制動を開始できるくらいの安全で円滑なブレーキ操作を心掛けるようにさせる。
<p>⑤ 自由走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生自ら走行コースを設定し、道路交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な課題を法規に従って連続的に、自主的に走行する。 ・ 課題は、教習生の希望を踏まえながら3つ程度を通過するように指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員は、走行状況を見ながら、必要に応じて助言指導すること。 ・ 右折、左折及び進路変更が確実に行われているかを観察させること。

別添第3

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒	

		<p>(8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環）</p> <p>(9) 気道異物除去</p> <p>(10) 止血法</p>	<p>かけて2回吹き込ませる。</p> <p>○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。</p> <p>○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。</p> <p>○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。</p>
7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
合計 3 時 限 以 上			

普通免許	目標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転
	学科	2 危険予測ディスカッション
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転 4 ケース・スタディ（交差点）
	学科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 3 救急体制 2 実施上の留意事項 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 7 まとめ 6 応急救護処置の実践

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	-----	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運 転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の一般的留意事項 3 救急体制 4 具体的な実施要領 5 各種傷病者に対する対応 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 8 体位管理 9 心肺蘇生 10 気道異物除去 11 止血法 12 包帯法 13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考 (申 し 送 り 事 項 等)
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称	
自動車教習所の名称	
所在地	
変更（廃止）年月日	
設置者の住所・氏名 （法人にあってはその名称・所在地・代表者の氏名）	
管理者の氏名	
変更に係る事項及び 廃止又は変更の事由	
備考	

- 備考1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。
 2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3

<p>指定教習課程記録簿</p>					
<ul style="list-style-type: none"> ・大型車教習 ・中型車教習 ・準中型車教習 ・普通車教習 ・大型二輪車教習 ・普通二輪車教習 ・大型旅客車教習 ・中型旅客車教習 ・普通旅客車教習 					
自		年	月	日	名称
至		年	月	日	代表者
番号	氏名 生年月日	住所	性別	指導員氏名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。